

## 九世紀の騎射手結と歩射手結 —— 一〇世紀の宮廷儀礼を展望して ——

山本 佳奈

## はじめに

平安中期の古記録、特に右近衛大将であった藤原実資の日記『小右記』には、近衛府の行事として毎年五月に行われた騎射の手結、毎年正月に行われた歩射の手結に関連する記事が散見する。手結とは射礼・賭弓・相撲などの勝負事で競技者を左右にわけて二人ずつ組み合わせることで、またその取り組みをいい、特に騎射・歩射においては射術を競う儀式の前に行う武芸演習を指す<sup>1)</sup>。平安中期の騎射手結は、五月三日(左近衛府)・四日(右近衛府)に予行演習としての荒手結が、五日(左近衛府)・六日(右近衛府)に本番の真手結が、左右近衛府それぞれの馬場で行われた。本来は五月五日節会の騎射に向けた準備の一段階であったが、

一〇世紀中頃、村上天皇の国忌を理由に節会が事実上廃絶した後も、節会の開催とは無関係に近衛府の内部行事として行われるようになった<sup>2)</sup>。歩射手結は毎年正月に左近衛府の九日荒手結と十一日真手結、右近衛府の十日荒手結と十二日真手結という構成で行われていた。また、歩射手結には近衛府の手結とは別に、正月十五日に行われた兵部手結もあった。

特に近衛府の府務運営との関係から、一〇世紀以降の近衛府の騎射手結・歩射手結については具体的な検討がなされており、近衛府内部の部局である馬場所・射場所の人員が射手の成績を記録・管理し大将に報告

すること、その成績は競馬の乗尻や賭弓の射手の選抜、院・摂関の隨身への推挙、相撲使への任命などに用いられることなどが明らかにされている<sup>3)</sup>。儀礼運営の側面から見れば、競馬や賭弓などの勝負儀礼において、騎射・歩射・奏楽という競技・芸能で一〇世紀以降の宮廷儀礼を演出する機関<sup>4)</sup>としての役割を遂行する技能水準の維持のために手結が行われていたと考えられよう。

以上のように一〇世紀以降の手結については検討がなされている反面、九世紀の手結については、六国史と古記録という史料上の性格の違いともあいまって、節会の準備段階の一つとして簡単に触れられるにとどまっている。しかし、たんに節会の準備段階の行事が節会の廃絶・縮小した後の一〇世紀以降にも残存していただけなら、一〇世紀の手結のあり方や目的とは異なる九世紀の手結の独自のあり方はとらえきれない。よって本稿では、九世紀の騎射手結・歩射手結について詳細に検討を加え、一〇世紀以降の手結との共通点と相違点を明確化することによって、節会の廃絶・縮小後に手結がどのように継承されたのか、王朝国家の宮廷儀礼への転換に伴いどう展開したのかを明らかにしたいと思う。

## 一、五月五日節会の構成と騎射手結

五月五日節会は端午節会ともいい、七世紀の狩獵・葉獵を前提にして

奈良朝に成立し、平安初期には四月二十八日の駒牽と五月五日・六日の節会という構成で行われた。四月の駒牽は節会当日に引き出される馬を天皇が観覧し、左右近衛・兵衛が騎乗して馬の走品を定め、四衛府による騎射、近衛府による東遊などが行われた。節会一日目の五日儀では、菖蒲が天皇に献上され、続命縷を臣下に下賜し、四衛府による騎射や走馬を天皇が観覧し、雅楽寮による奏楽があった。二日目の六日儀では競馬と四衛府・東宮帯刀による騎射、諸衛府の雑芸が行われ、雅楽寮が奏楽した。以上のように五月五日節会は弓馬に関連する内容を中心とした複合的な行事として行われていたのである。このうち、騎射手結に関連するものとして、駒牽・五日儀・六日儀の三日間とも行われる騎射の内容をより詳細に追ってみよう。

まずは騎射の形式である。駒牽の日の騎射は、節会に引き出される馬の出自と毛色が奏上され、馬の走品を定めて騎射に用いる馬を簡定した後に行われる(『延喜式』左右馬寮・『儀式』四月廿八日牽駒儀)。『西宮記』(恒例第二、駒牽)によれば、左近衛府、右近衛府の順に射たようである。『西宮記』には兵衛府に関する記載が見えないが、『延喜式』左兵衛府の駒牽の条には「騎射官人兵衛惣六人」とあり五日にも兵衛府の射手がいるので、右近衛府の後に射たと思われる。この順序は五日も同様で、『儀式』にも左近衛府、右近衛府、左右兵衛府の順に行うことが見える。六日は『儀式』に「先射三五寸的<sup>一</sup>、(近衛府各六人、兵衛府各四人)次六寸的、並当府判官立<sup>二</sup>殿前<sup>三</sup>、奏射者交名<sup>四</sup>、(中略)次東宮坊帯刀舎人十人射三五寸的」とあるように、的別に近衛府、兵衛府の順で騎射し、最後に東宮坊帯刀舎人が五寸的を射る、という手順になっており、六日だけ騎射の内容が異なる。異なる点をあげると、まず、東宮坊帯刀舎人は、六日の騎射にしか見えない。また、五寸的、六寸的の的の大きさに別に順次騎射を行う次第となる。『延喜式』(左右近衛府)に「凡騎射の百廿六枚受<sup>一</sup>木工寮<sup>二</sup>、但駒牽并六日の当府備<sup>レ</sup>之」として、五日の騎

射用的は木工寮が、駒牽の日と六日の騎射用的是は近衛府が準備する。五日の騎射で用いられる的の大きさは、『延喜式』(木工寮)によれば「騎射的(径一尺五寸)」で、六日の五寸・六寸的に比べて三倍ほどの大きさであった。つまり、六日儀の騎射は、駒牽・五日儀の騎射に比べてはるかに小さく、高度な騎射技術を要するものだということができる。

騎射の射手について見ると、「前一月、左右近衛・左右兵衛等府各試<sup>一</sup>練<sup>二</sup>射人<sup>三</sup>、造<sup>四</sup>簿移<sup>五</sup>兵部省<sup>六</sup>、(『儀式』)、「凡騎射人於<sup>一</sup>本府馬場<sup>二</sup>教習、其歴名簿移<sup>三</sup>兵部<sup>四</sup>、前<sup>五</sup>節一日同移<sup>六</sup>馬寮<sup>七</sup>、又前<sup>八</sup>節七日車駕幸<sup>九</sup>射殿<sup>一〇</sup>試<sup>一一</sup>閱御馬<sup>一二</sup>、訖將監已<sup>一三</sup>下惣廿人、便供<sup>一四</sup>騎射<sup>一五</sup>、(中略)当衛判官一人、立<sup>一六</sup>殿庭<sup>一七</sup>奏<sup>一八</sup>射姓名<sup>一九</sup>」(『延喜式』左右近衛府)と見え、射手は一ヶ月前から本府において騎射の調習をし、名簿に載せられ兵部省に提出され、節会前日には名簿は馬寮にも回された。兵部省への提出は、「射畢即録<sup>二〇</sup>中<sup>二一</sup>的人数<sup>二二</sup>申<sup>二三</sup>官、毎<sup>二四</sup>中<sup>二五</sup>的<sup>二六</sup>給<sup>二七</sup>布一端<sup>二八</sup>」(『延喜式』兵部省)と、騎射の射手の成績を記録し、的中数に応じて射手に布を給うためである。馬寮は「左右各以<sup>二九</sup>奏文<sup>三〇</sup>附<sup>三一</sup>御監<sup>三二</sup>、(一寮奏載<sup>三三</sup>射手官人以下官姓名<sup>三四</sup>、一寮奏載<sup>三五</sup>所<sup>三六</sup>出之国毛色<sup>三七</sup>、左右隔年互奏<sup>三八</sup>)」(『同』馬寮、五日式)とあり、五日儀において御馬の出自と毛色を記したリストと同じく騎射の射手のリストも馬寮が作成・奏上するためであった。駒牽の騎射の射手は、近衛府が將監以下各二十人、兵衛府が兵衛各六人である(『延喜式』)。五日儀で騎射を行う人数は『西宮記』(恒例第二、五月、菖蒲事)に「諸衛射了、(左右近少將以下卅二人、兵衛佐以下十二人、<sup>或六人</sup>、(臨時六、次將事)に「五月五日節日、左右少將一人奉<sup>三九</sup>仕騎射<sup>四〇</sup>」とあることから、少將各一人と將監以下各二十人で、少將をのぞけば駒牽の人数とまったく同じである。五日儀の兵衛府の射手は、『西宮記』に十二人とあるが『延喜式』は官人二人と兵衛十人としており、各十二人である。

しかし、的が小さくなる六日儀では、先に引用した『儀式』に五寸的を射る近衛府は各六人、兵衛府は各四人とあり、『延喜式』によれば近衛

表1 五月五日節会における騎射

	駒牽	五日儀	六日儀
騎射手順	①左近衛府	①左近衛府	①五寸的(近衛府・兵衛府)
	②右近衛府	②右近衛府	②六寸的(近衛府・兵衛府)
	③左右兵衛府	③左右兵衛府	③五寸的(東宮帶刀舎人)
射手	近衛府各20人	近衛府各20人	近衛府各10人
	兵衛府各12人	兵衛府各12人	兵衛府各6人
的径		一尺五寸	五寸・六寸
的準備	当府	木工寮	当府

府の五寸的は六人、六寸的は四人の計十人、左右合わせて二十人で、兵衛府は五寸的が四人、六寸的が二人の計六人、左右合わせて十二人で、五日儀と比較すると近衛府・兵衛府ともに射手が半数になっている。六日の騎射的が五日のそれに比べ三分の一の大きさであり、より高度な騎射技術を要することから、技能の高い者が選ばれたと考えられる。以上から節会を構成する三日間の騎射の違いをまとめると次の表1となる。

では、より技術を要する六日儀の騎射の射手は、どのように選ばれたのだろうか。次の『西宮記』(恒例第二、四月、駒牽)が手がかりとなる(傍線筆者。以下同じ)。

(前略) 奏「四府騎射文事」、(将佐等挿「射手奏文」候「階下」、左右大将降「殿撤」弓、各執「近衛・兵衛奏杖二枚」、登「自」南東階、「経」公卿後、「跪」於「御座南辺」、進左廻退還、撤「書杖」候「本座」、左射手上、(近衛・兵衛立「的」各立「三所」、)左近射、将監奏「名、(将監執「牘」、越「出自」本陣」、到「西」埒西南頭「跪」、面置「弓奏」射者姓名、近衛舍人立「胡床」、一奏後立射了、大將於「御前」定「射手」、並仰「次將」次「之、為「真射手結」、)畢、将監退出、右府、如「前」、(有「異能射者」、別修「奏文」列「射手」、未「供」奉「之」、) (後略)

駒牽の日の騎射の次第を抜粋したものであるが、この日の騎射では射手が射終わって近衛大将が天皇の御前で「定「射手」」めるとあり、これを「真射手結」であるとしている。駒牽と五日儀の射手の人数は同じであるから、ここで「射手を定める」とは、六日儀の射手の選抜を指すだろう。『北山抄』(大将儀、駒牽)にも「此日、騎射之間、大將於「御前」、定「射手」、射手並仰「次將」、為「真手結」云々」とあり、駒牽の日の騎射をもつて「真手結」とし射手を定めていたのである。『北山抄』が伝聞の形式になっているのは、すでに五月五日節会が廃絶した後であり、節会と同じく駒牽も行われなくなっていたためだろう。つまり駒牽の騎射は、五日儀の騎射のリハーサルでもあるが、六日儀の騎射に参仕する近衛府の射手を選ぶための真手結としての役割があったと言える。

一方で五日儀の騎射は、四衛府の射手が騎射技術を錬磨した成果を天皇に披露する本番である。八世紀の五日儀の騎射は、天皇親衛軍および戦時將軍直衛軍としての実戦武芸水準の維持向上をめざす天皇による観閲であったが、新羅との朝貢関係を解消して東アジア国際秩序から離脱する方向に転換した九世紀には、本来の騎射の意義は薄れていた。

さて本番の騎射の結果がどう記録され何に使われたかを見ると、兵部省の丞・録・史生が「記「左近衛府馳射者中不」」「相替記「右近衛中不」」「相替記「左右兵衛中不」」とあり、兵部省官人によって各射手の騎射成績が記録されている。これは先に引用した『延喜式』(兵部省)の通り、兵部省が騎射の成績に応じて布を給わると布の数を算出し、太政官に申請するためである。五日の騎射で兵部省が各射手の騎射成績をつけるのは、その成績に応じて太政官―大藏省を通じて射芸披露に対する給禄を行うためのもので、騎射成績によって射手の選抜をするためではなかった。また、詳しくは後述するが、九世紀の手結には焼尾荒鎮の役割があり、衛府の長官が手結の日に饗禄を設けることが特例として認められていた。

表2 騎射手結の役割

四府の馬場での調習 →

駒牽での騎射		節会		的	成績	禄	性格
① 五日儀騎射のリハーサル	→ 五日儀騎射	木工寮	兵部省	大蔵省	国家儀礼		
② 六日儀騎射の射手選考 (真手結)	→ 六日儀騎射	本府	本府	衛府長官	天皇侍臣の余興		

以上から、九世紀における騎射での射手の管理には、①節会五日儀の兵部省によるものと、②節会六日儀の近衛府の射手の選抜のための近衛府によるもの、の二種類があったと言える。その内容を表2に示した。①は四衛府それぞれの馬場でおこなわれた調習をもとに四府が作成した射手の交名を兵部省に提出したのち、駒牽で本番に備えたりリハーサルを行い、本番である五日儀の騎射成績を記録し成績に応じた禄の支給を行う、という流れで進行し、その間の射手の管理は兵部省によって行われたのである。②は各衛府の馬場での調習(荒手結)ののち、駒牽(真手結)で六日儀の騎射射手を選抜、六日儀の高度な騎射に臨む、という流れになり、手結当日には衛府長官によって饗禄が設けられることがあった。①は律令国家の国家儀礼として太政官―兵部省の統轄によって行われた五月五日節会のなかで、騎射に奉仕する射手の管理を行うという機能をもつ手結と言える。②は天皇と侍臣が楽しむ娯楽・余興的性格のために選りすぐりの射手を選ぶためであった。

## 二、射礼の射手と歩射手結

### (一)射礼と射礼の射手

射礼は奈良朝に始まり、朝堂院や豊楽院を会場に、射手には親王以下全官人、衛府官人・舍人、東宮帯刀、時には外交使節も加わって大規模に催された<sup>3)</sup>。五月五日節会における騎射と同様に、平安初期までは全官人の日頃の武芸錬磨を簡閲する場として機能し、重要な国家儀

礼の一つであった。衛府官人に補任し征討軍の幕僚に補任することも想定しての観閲であったが、上記のような対外的軍備の必要性の消滅とも関係して徐々に天皇の出御がなくなり、九世紀半ば以降は公卿監督のもとに建礼門大庭で行われるようになるなど、明らかに衰退・縮小が認められる。一〇世紀に入ってから五月五日節会のように廃絶はせず、平安中・後期、鎌倉期にも毎年行われた。ただし、天皇が全官人の武芸を観閲するという本来の意義は喪失し、建礼門や里内裏のそれに見立てられた場所での公卿を上卿として形式的に存続しているのみであった。対照的に、射礼翌日の賭弓は天皇出御のもと公卿・殿上人が列席し、四衛府の賭弓の観戦や近衛府の勝負楽の演奏とともに饗宴が設けられ、華やかに行われたことが『小右記』など平安中・後期の古記録から知られる。

歩射の手結について考察する前段階として、射礼における射手の範囲の変化について触れておきたい。七世紀末〜八世紀には、「公卿大夫及百寮諸人初位以上射于西門庭<sup>2)</sup>」、「五位以上射」、「六位以下射、四日而畢」などの実例や、親王以下初位に至るまで歩射成績に応じて禄が規定された「大射禄法」が史料に見え<sup>3)</sup>、「大射」儀として衛府だけでなく親王以下全官人による歩射が行われていた。しばしば新羅や渤海などの外交使節が参列することもあり、その折には使節も射手に加えられた<sup>4)</sup>。しかし、六位以下の歩射は天長八年(八三二)に「五位已下不射」とあるのを最後に実例では確認出来なくなり、同時代の儀式書である『内裏式』にも見えなくなる。また、弘仁二年(八一二)を最後に渤海外交使節が射礼に参列することもなくなり、射礼は親王以下五位以上と衛府の歩射が行われる儀となる。さらに淳和朝以降、天皇が出御せず公卿を建礼門大庭に遣わして衛府の歩射だけを行う儀へと縮小し、一〇世紀にはそれが通例となり、豊楽院に出御して親王以下五位の射も行われる形式はほとんどみられない。

以上のように、射手の範囲は、①親王〜初位官人+衛府(七〜八世

紀)、②親王(五位以上十衛府(九世紀)、③衛府(一〇世紀)と段階をふんで徐々に縮小している。①の段階である「大射儀」では、全官人が実際の戦闘技能としての歩射技術を日頃から鍛錬し、その成果を天皇が観閲するという意義を持つ、官人武装政策を體現化した儀礼であった。同時に、正月に合わせて来朝し儀礼に参列する外交使節に対し、官人武装政策が実際に機能していることを見せる場としての役割も果たしていた。①から②への縮小は、八世紀末の律令軍制の解体<sup>1)</sup>を背景に、全官人の武芸を観閲する必要性が失われたことが第一の要因であろう。また、新羅からの外交使節が参列しなくなったことで、大規模な歩射儀を催す必要性が低下したことも関係している。②への縮小の結果、射礼は天皇が親王以下五位以上のうちの選ばれた者と衛府の歩射を観閲する儀へと変化した。さらに②から③への縮小は、昇殿制の整備を背景に、宮廷社会の編成原理が転換したこと、九世紀末から一〇世紀初頭に国家体制が転換し、王朝国家の宮廷儀礼へと儀礼体系が転換したことが要因である、と考える。この時期の正月歩射儀の変化としては、九世紀半ばに内裏に射場が設置され、射礼の翌日に天皇出御のもと内裏射場で賭弓が行われるようになったことが挙げられる。射礼の縮小と賭弓の成立によって、公卿・殿上人は天皇に射芸を披露する立場から、天皇とともに衛府の歩射を観閲する立場へと転換したと言える。

## (2) 歩射手結

さて手結に論点を戻そう。九世紀、五月五日節会における騎射手結と同様に、射礼の前にも本番の歩射に備えた射手の練習として歩射手結が行われていたようである。まずは『儀式』(巻第七、十七日観射儀)を中心に『延喜式』『西宮記』(恒例第一、正月、射礼、豊楽院儀)等の儀式書から射礼における射手と歩射手結の内容について確認しておく。射礼の十日前、兵部省は親王以下五位以上から能射の者二十人を簡定し、「省家南門弓庭」で歩射の調習を行う。『延喜式』(兵部省)では、十二

月二十日に三十人の射手を点し射礼の二日前にそのうちから二十人を定めるとする。衛府の射手はあらかじめ「本府」において調習し、正月十四日以前に射手を試し定めてその歴名を兵部省に移した(『延喜式』左右近衛府)。衛府と東宮帯刀舎人の射手の人数はそれぞれ近衛二十人(『同』左右近衛府)、兵衛二十人(『同』左右兵衛府)、東宮帯刀舎人十人(『同』春宮坊)である。手結とは表記されずとも、本番に先立って射手の選定と調習を行うという点で騎射手結に共通しており、この射手にかかる準備を九世紀における歩射手結とみなすことができる。

射礼当日は、木工寮が的を懸け、親王、四位以上、五位の順に歩射を行う。五位以上の歩射がおわると次に左右近衛、(あれば東宮帯刀舎人)、左右兵衛の順に射を行う。当日の射手の人数と射の中不を兵部省が記録し、「給祿等色目」を弁官に申し送る(『同』兵部省)。「大射并諸衛射手祿」は、射手の位階と「内規」「中規」「外規」「皮」などの歩射の中不(成績)別に祿の「調布」の端数が規定されており、射手の位階および歩射の成績によって決められ太政官を通じて大藏省から支給された(『同』大藏省)。

九世紀後半になると、射礼に天皇が出御せず、建礼門に公卿を遣わして衛府の歩射を監督させるという形式に変化する。従来は天皇の出御の有無と儀礼の場が建礼門になることが注目されてきた<sup>2)</sup>が、本稿では射手の変化に着目したい。本来は親王以下五位以上の射手が存在したが、衛府及び東宮帯刀舎人の射手のみになっている。その初見は天長二年(八二五)であり、同八年、承和七年(八四〇)、同十五年と続き、清和・文徳・陽成朝にはその数も格段に増え、一時光孝朝には旧例に復したが、『西宮記』には「建礼門不出御儀」としてその次第を載せるなど平安中期には常態化した。八世紀には親王以下五位以上及び六位以下の射手と諸衛府の射手で構成された大規模な歩射儀であったが、九世紀中頃に天皇の出御が無くなると同時に、親王・公卿と五位以上及び六位以下の

射手は見えなくなり、四衛府の歩射を行う行事へと縮小されたのである。『延喜式』(大藏省)が禄の支給について、「大射并諸衛射手」としているのは、天皇出御のもと親王以下五位以上と六位以下も含む全官人が射手として奉仕する「大射」儀と、天皇は出御せず「衛府射手」だけの歩射儀が並存していた状況を反映しているのだろう。

射礼の手結は親王以下五位以上の射手が兵部省で、衛府はそれぞれの本府で行うというように、二系統に分かれていることがわかる。しかし、九世紀の段階では両系統ともに、射手の歴名は兵部省の管理するところであり、先に述べたように射礼当日の歩射の成績は兵部省で記録し、射手の位階と射の成績に応じて大藏省から禄が支給されたのであって、どちらも律令国家の国家儀礼である射礼のための準備段階である。この歩射手結の性格は五月五日節会における騎射手結に共通している。ただし、五月五日節会が廃絶したのに対して射礼は縮小しつつも平安末期まで行われたという違いがある。

### (3) 兵部手結

その違いを表しているもの一つに、兵部手結をあげることができる。一〇世紀以降、正月に見られる手結には、近衛府の行事としての歩射手結のほかに兵部手結がある。一〇世紀以降の手結と言えは近衛府の手結だけが考察の対象とされ、兵部手結はふられることがほとんどない。近衛府の手結とは別に行われる兵部手結とは何のためにおこなわれた手結と言えるだろうか。

長和二年(一〇一三)三月の兵部手結を『小右記』から取り上げると、

九日、(中略)兵部史生ム丸云、今日手結、可<sub>レ</sub>参入<sub>二</sub>者、答<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>頼由<sub>二</sub>了、府荒手結、(後略)

十日、(中略)資平云、昨兵部手結、中納言俊賢・行成、参議兼隆参入、依<sub>二</sub>頭中将催仰<sub>一</sub>、殿上人等参入、藏人式部丞頼祐参入、卿

相大驚、頼祐云、依<sub>二</sub>頭中将催<sub>二</sub>所<sub>一</sub>参入<sub>一</sub>也者、六位不<sub>レ</sub>参<sub>二</sub>射礼<sub>一</sub>、仍令<sub>レ</sub>退<sub>立<sub>出<sub>レ</sub>之</sub></sub>了者、

兵部手結の日、兵部省の史生が実資のもとに手結に参入して下さいと連絡にきたが、実資は参入できないと答えた。翌日、養子の資平が、昨日の兵部手結について伝えた内容では、手結には中納言源俊賢と藤原行成、参議藤原兼隆が参入し、頭中将(藤原公信)が参入を催したので殿上人からも手結に参入したが、六位藏人の藤原頼祐も参入してきたため、六位は射礼に参入しないという理由で退出させた、としている。兵部手結は公卿の着行のもとに兵部省のスタッフによって行われていると見られ、参入した殿上人は射手として参入したものだろう。射礼に六位が参入しないという理由で、参入した六位藏人を帰したことから、兵部手結が、五位以上が射手資格を持っていた本来は正月に行われるべき(ここでは三月に行われているが)射礼の為に行われたものであることがわかる。

『西宮記』(恒例第一、兵部手結事)には「上卿執<sub>二</sub>射手簡<sub>一</sub>、点<sub>二</sub>能射<sub>一</sub>」(王卿以下卅中、点<sub>二</sub>能射<sub>廿人<sub>一</sub></sub>)とあり、兵部手結は王卿以下三十人のうちから二十人の射手を選ぶという内容であることがわかる。射手の範囲や人数から、この兵部手結は、前掲の『延喜式』(兵部省)の規定のうち、親王以下五位以上の射手二十人を対象とする部分に対応するものと考えることができる。五月五日節会は節会そのものが廃絶したため、節会の準備段階としての騎射手結がその機能を失ったのに対し、射礼は儀礼として存続した。射礼に五位以上が射手として参加することはほとんどなくなったが、その調習だった手結は独立行事化して、殿上人の余興として公卿の簡閲のもとで兵部手結として存続したのである。

### (4) 一〇世紀以降の衛府歩射手結

では、射礼のためにそれぞれの衛府で調習を行う手結は一〇世紀以降どのように変化しただろうか。一〇世紀以降の近衛府の手結については

先学に詳しく史料も豊富である。では左右兵衛・左右衛門の四府の一〇世紀以降の手結はいつ、どのように行われただろうか。『権記』寛弘元年（一〇〇四）正月十五日条には「左兵衛手結、仍伊成参入」と見え、射礼に先立って左兵衛府の手結が行われたことが確認できる。実資が参議・左兵衛督であった正暦四年（九九三）正月の『小右記』には、「府生忠行持来手結、権佐伊頼朝臣一人着行」（十三日条）、「早朝下給手結、今日令行加供事、今日真手結、遣家司朝大夫等於府令行佐射手官人以下祿事」（十四日条行間傍書）とあり、兵衛府手結も近衛府手結と同じく荒手結・真手結があり、長官である兵衛督の実資が手結に着行した佐と射手の官人らに祿を給うよう家司を遣わした。『左経記』長元元年（一〇二八）正月には兵衛府・衛門府の手結に関する一連の記事がある。

十五日、（前略）右中弁相示云、射礼并兵部手番可停止之由奉右府宣仰下云々、（後略）

十六日、（前略）右衛門権佐為善語云、今朝従府督御許、可着手番之由有御消息、而称籠御物忌之由不参、雖然依重御消息参府、令行手結、左右兵衛同行手番云々、余答云、

府之手番是依射礼所行、已停止了、何行之哉、為奇者、

十七日、（前略）有次府之手番申、関白殿、被仰云、停止射礼之時敢不可行、若未聞停止之由、歟、為善者、（後略）

記主源経頼は左中弁である。前年十二月四日の道長逝去により、正月十二日、十七日の射礼は停止に決まっていた。十五日、左中弁経頼は、右中弁藤原章信から、射礼と兵部手結を停止することを右大臣実資の宣を受けて関係部署に宣旨を下したことを聞いた。翌十六日には、右衛門権佐源為義が経頼に、府督中納言実成から府手結に着行するよう連絡を受

けて本府で手結を行わせた、左兵衛府も行ったと言うことだ、と語った。経頼は、府手結は射礼の射手を選ぶために行うもので、今年も停止することになったのだからする必要はないのになぜやったのか、と返事をした。翌十七日、経頼は、別の用のついでに府手結のことについて関白頼通に報告した。関白は射礼を停止した年に手結をする必要はない、と言った。経頼は、関白は射礼停止のことを聞いていなかったのではないか、知らせてよかった、と思った。

さてこの一連の記事によれば、左右近衛府だけでなく左右兵衛府・左右衛門府も射礼に先立ち手結を行っていたことがわかる。そしてその手結を、近衛府の場合と同じく「府之手番」と呼んでいたようである。また、兵衛府・衛門府の手結は射礼のために行うものであったことがわかる。この点については『小右記』長和五年（一〇一六）二月二十六日条にも示されている。この日実資は道長から、当年の賭弓を行うかどうか相談を受けた。実資は、後一条天皇が即位の後にまだ旬儀を行っていないのに、旬儀より先に賭弓を行うのはいかがなものか、とりわけ賭弓については国忌のために一月から三月へ月を変更しているのであり、これは吉例ではないから、賭弓は行わない方がよいと返答している。しかし、「依衛府手結事」という理由で射礼は行うのは適当であると述べており、衛府の歩射手結が九世紀と同じく射礼と連動していることが明らかである。これらの記事からわかることは、左右近衛・左右兵衛・左右衛門府は射礼のための事前準備として手結を行っていたということ、したがって射礼がない年には行わないが賭弓の有無とは無関係に行われたということである。ただし、近衛府の手結は射礼の翌日に行われた賭弓の射手を決定する予選会<sup>1)</sup>の役割も果たしており、賭弓には兵衛府からも射手が出されることから、近衛府・兵衛府に関しては射礼の射手の調習・リハーサルだけでなく、賭弓の射手の選考会の機能を備えていたと考えられる。これは、五月五日節会の事前準備としての騎射手結が、節会

五日儀の射手調習・リハーサルに加えて、六日の余興的騎射の射手選考を兼ねていたことと共通する。五月五日節会は廃絶したため、騎射手結の節会準備としての役割は失われたが、余興的行事の射手選考としての役割は、一〇世紀以降、神泉苑や撰閑邸への行幸競馬儀などで勝敗を競う競馬の乗尻や騎射の射手の選考へと引き継がれた。歩射儀の場合、射礼が一〇世紀以降も継承されたことで、衛府手結は賭弓の射手選考としての性格だけでなく、射礼の射手の調習・リハーサルとしての役割も継承されたのである。特に近衛府については、近衛府が運営・武芸・奏楽を担当する勝負儀礼で行う歩射や騎射の技能を高め儀礼を盛り上げるために、近衛府の内部に射場所・馬場所といった儀礼運営部局が設置され、手結が「府大事」(註)として行われていたのである。

### 三、九世紀の手結と衛府

前節までの考察で、九世紀の手結が、五月五日節会及び射礼という律令国家の国家儀礼における準備段階の一つとしての行事であったことを確認した。ここでは、九世紀における五月五日節会の騎射、射礼における歩射、及びそのための手結と衛府との関係を見ておきたい。

凡擬<sub>二</sub>近衛<sub>一</sub>者、預<sub>レ</sub>折<sub>レ</sub>定便<sub>レ</sub>習<sub>二</sub>弓馬<sub>一</sub>者、入色卅人已下、白丁十人已下、修<sub>レ</sub>奏進<sub>二</sub>内侍<sub>一</sub>、奏<sub>レ</sub>訖即遣<sub>二</sub>勅使<sub>一</sub>試<sub>二</sub>其才芸<sub>一</sub>、騎射一尺五寸的、皆中者為<sub>二</sub>及第<sub>一</sub>、歩射卅六步十箭、中<sub>レ</sub>的、四已上者為<sub>二</sub>及第<sub>一</sub>、若一箭不<sub>レ</sub>中<sub>レ</sub>皮者、以<sub>二</sub>三<sub>一</sub>的<sub>一</sub>准折、(『延喜式』左右近衛府)

凡擬<sub>二</sub>兵衛<sub>一</sub>者、預<sub>レ</sub>折<sub>レ</sub>定便<sub>レ</sub>習<sub>二</sub>弓馬<sub>一</sub>者、入色廿人已下、白丁五人已下、修<sub>レ</sub>奏進<sub>二</sub>内侍<sub>一</sub>、奏<sub>レ</sub>訖即遣<sub>二</sub>勅使<sub>一</sub>試<sub>二</sub>其才芸<sub>一</sub>、騎射一尺五寸的、皆中者為<sub>二</sub>及第<sub>一</sub>、歩射卅六步十箭、中<sub>レ</sub>的、四已上者為<sub>二</sub>及第<sub>一</sub>、

若一箭不<sub>レ</sub>中<sub>レ</sub>皮者、以<sub>二</sub>三<sub>一</sub>的<sub>一</sub>准折、(『延喜式』左右兵衛府)

近衛・兵衛は「弓馬」に便なる者が補任され、騎射と歩射の才芸を試される。騎射を試す際に用いられる一尺五寸的は、五月五日節会五日儀の騎射用に木工寮が造作するのと同じ大きさである。射礼で衛府が射る射席からの(甲侯)までの距離も「卅六步」であり、左右近衛・兵衛になる資格があるかどうか射芸を試す際の歩射の距離と一致する。節会で一尺五寸的の騎射を行うこと、射礼で四六步(一〇〇m弱)先の的を射ることは、毎年、近衛・兵衛としての資格があるかどうかを観ることに通じると考えてよいだろう。

駒牽の騎射は五日儀のリハーサルであるとともに、真手結としてより高度な六日儀の騎射を行う者を選抜するために行われたものでもあった。騎射手結における駒牽(真手結)と節会六日儀の關係は、歩射手結における近衛府・兵衛府手結と正月賭弓の關係と同じである。では、節会六日儀と正月賭弓との共通点は何か。それは一〇世紀以降、近衛府の運営のもと行われる新たな勝負儀礼として展開していくことである。

五月五日節会の六日儀は、あくまでも節会の二日目の行事で節会行事の一環としてとらえるべきものであるのに対し、正月賭弓は射礼の二日目の行事ではなく、射礼とは異なる性格の行事である。射礼の翌日という日程ではあるが、賭弓と同日に射遣という射礼に付随する行事が賭弓とは別の場所で行われたことから、賭弓を射礼の一部ととらえることはできない。また、五月五日節会の六日儀の騎射は、勝敗を競うという勝負儀礼の要素をもたず、より高度な騎射技術を持つ者がその技術を披露するところにその特徴があった。それに対して九世紀の正月賭射は、「賭射、右近衛・右兵衛並勝<sub>レ</sub>之」(『類聚国史』射礼、天長元年(八二四)正月十八日)、「亦幸<sub>二</sub>豊樂院<sub>一</sub>、觀<sub>二</sub>諸衛府賭射<sub>一</sub>、公家以<sub>二</sub>白布<sub>一</sub>給<sub>二</sub>勝者<sub>一</sub>、其多<sub>レ</sub>籌者得布亦多、先王旧式也」(『文徳天皇実録』仁寿二年



(八五二)正月十八日)のように、左右に分かれて歩射の勝敗を競い、勝敗に応じて天皇から物品が与えられるなど、九世紀から勝負儀礼の要素もついていた。以上のように、賭弓と六日の騎射の内容を比較しても儀礼の性格の違いは明らかである。

ただし、節会六日儀の騎射は五日儀に比べて難易度も高く、余興的行事であったことはすでに述べた。そもそも節会六日儀には、「大舍人寮用<sup>二</sup>去年五位已上走馬所<sup>レ</sup>負物<sup>一</sup>、変<sup>二</sup>熟食<sup>一</sup>、充<sup>二</sup>此日饌<sup>一</sup>」(『内裏式』)、「昨負馬王卿以下献<sup>レ</sup>錢」「去年負馬王卿以下、執<sup>二</sup>侍從厨献物<sup>一</sup>列立」(『西宮記』)のように、五日儀の走馬の勝負に負けた王卿らによる奉獻(負態)が行われていた。この点で、六日儀そのものが五日走馬の負態として設けられた饗宴と思われ、六日に行われた騎射・競馬を含む種々の馬芸が、五日儀の余興であったと考えられるのである。詳しくは続稿に譲るが、六日儀に余興として行われた騎射・競馬は、九世紀末に節会とは別に、神泉苑に幸した天皇が騎射や競馬を観覧した<sup>3</sup>臨時の行事がもとになって成立したものであり、神泉苑や撰閑私邸での行幸競馬儀において勝敗を競い勝負楽を奏する勝負儀礼へと継承された。賭弓も一〇世紀以降、勝敗に応じて懸物を与えられる形式から近衛府による勝方勝負楽の演奏へと変化した。この変化の背景には、節会から一〇世紀型の勝負儀礼への儀礼の転換があり、この転換によって競馬・騎射・賭弓は、近衛府によって運営と武芸・奏楽披露が行われる王朝国家の宮廷儀礼へと転換したのである。九世紀の衛府手結のもっていた役割のうち、射手の選抜の機能は、節会の余興的行事や九世紀型の勝負儀礼から、一〇世紀型の勝負儀礼へと対象を変えて受け継がれたのである。そして衛府手結は、この一〇世紀型の勝負儀礼において武芸をもって儀礼を演出する役割を果たすための、射芸の技能水準維持を目的として行われるようになったといえよう。

九世紀における騎射手結は、五月五日節会のリハーサルとして、また

節会の一部である余興的行事の射手選抜の場としての役割をもち、節会の準備段階の一つとしての機能を果たした。九世紀の手結が機能する場である「節会」は、豊楽院など大規模な儀礼空間に全官人が位階順に整列して天皇に拝礼し、太政官(行事司)によって運営される律令国家の国家儀礼である。一〇世紀以降、衛府手結によって選抜された射手が奉仕する場には、競馬・騎射・賭弓などの新たな勝負儀礼が加わった。一〇世紀以降の勝負儀礼は、九世紀には節会と別個に行われた臨時儀礼を起源とし、宇多・醍醐朝において節会にかわる宮廷儀礼へと昇格したものである<sup>4</sup>。天皇と公卿・殿上人がともに飲食し近衛府の勝負・芸能を楽しむ王朝国家の宮廷儀礼である。九世紀末〜一〇世紀初頭に律令国家の国家儀礼から王朝国家の宮廷儀礼へと儀礼の転換がはかられたことにより、律令国家の国家儀礼である五月五日節会は廃絶し、射礼は衛府の歩射行事へと縮小して継承された。そのため、射礼の事前準備として行われた、親王以下五位以上の射手の調習である手結は兵部手結として独立行事化し、衛府の歩射手結は射礼の調習・リハーサルの機能も継承しつつ、一〇世紀型の勝負儀礼のための射手選抜の役割も果たすようになったのである。

#### 四、手結の「焼尾荒鎮」としての性格

手結には、「焼尾荒鎮」という役割もあった。焼尾荒鎮については山下信一郎氏の所論に詳しい<sup>5</sup>ので以下、氏の指摘から衛府の手結に関連する部分を適宜参照しつつ論を進めたい。「焼尾」とは中国唐代、初めて大臣を拝した者が礼として食を天子に献ずること、ないしは、士人の子弟が初めて進士に及第した時に行う宴のことであるとされ、「荒鎮」は大酒することとされる。古代日本においてもこの風俗が取り入れられ、新たに官職に就いた者が焼尾荒鎮を号し会宴を行うことがあった(『国史大辞

典』。貞観八年(八六六)をはじめとして九世紀後半から焼尾荒鎮を禁制する法令とその対象の例外を定めた法令が出されている。

夏四月辛卯朔、天皇御<sub>三</sub>紫宸殿<sub>一</sub>、賜<sub>三</sub>宴侍臣<sub>一</sub>、(中略)是日、勅曰、忘<sub>レ</sub>禁<sub>三</sub>諸司<sub>一</sub>諸所<sub>三</sub>燒尾荒鎮<sub>一</sub>及責<sub>レ</sub>人求<sub>レ</sub>飲之類<sub>一</sub>、去天平宝字二年二月廿日、貞観八年正月廿二日、同十六年九月十四日、廿六日等騰勅符、既以分明、如<sub>レ</sub>聞、無<sub>レ</sub>頼之輩不<sub>レ</sub>肅<sub>三</sub>格旨<sub>一</sub>、或改<sub>三</sub>燒尾荒鎮之名<sub>一</sub>、而実費倍<sub>二</sub>於前<sub>一</sub>、或假<sub>三</sub>親情追訪之興<sub>一</sub>、而内懷不<sub>三</sub>相和<sub>一</sub>、又可<sub>レ</sub>聽<sub>三</sub>宴飲被物<sub>一</sub>之色、八年正月既立<sub>三</sub>別式<sub>一</sub>、而不<sub>レ</sub>憚<sub>三</sub>憲章<sub>一</sub>、稍有<sub>三</sub>違僭<sub>一</sub>、宜<sub>レ</sub>重降<sub>三</sub>提擲<sub>一</sub>嚴加<sub>三</sub>提擲<sub>一</sub>、若積習犯者必処<sub>三</sub>科譴<sub>一</sub>、具如<sub>三</sub>前格<sub>一</sub>、但件別式所<sub>レ</sub>載、諸衛定考之日、考所以外番長以下不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>給<sub>三</sub>祿<sub>一</sub>、亦騎射手番之時、非<sub>三</sub>射手<sub>一</sub>官人亦無<sub>三</sub>被物<sub>一</sub>、自今定考之日、上下聽<sub>レ</sub>給、手番之日、次官雖<sub>レ</sub>非<sub>三</sub>射手<sub>一</sub>、亦從<sub>三</sub>給例<sub>一</sub>、頒<sub>三</sub>告文武百寮<sub>一</sub>訖、

元慶八年勅では焼尾荒鎮が禁止されたが、この禁令の対象としないものとして「別式」に載せられたものの中に衛府の「騎射手番」がある。一〇世紀以降の古記録に見える騎射手番は近衛府の内部行事であり、近衛大将による饗応や祿の支給に焼尾荒鎮の性格が見られる。しかし、五月五日節会廃絶前の九世紀においても、節会の準備段階として行われた衛府の騎射手結には、衛府の焼尾荒鎮としての機能を果たすものとして認識されていたことがわかる。また、元慶八年までは騎射手結の時には射手でない官人に祿は支給されなかったが、今後は射手でない次官(次将・佐)にも祿を支給することとなり、衛府の焼尾荒鎮の対象が広げられた。昌泰三年(九〇〇)四月には、「但諸衛長官帶<sub>三</sub>參議已上<sub>一</sub>者、觸<sub>レ</sub>事若可<sub>レ</sub>勸<sub>三</sub>賞士卒<sub>一</sub>者特聽<sub>三</sub>臨時賜<sub>三</sub>饗祿<sub>一</sub>」(『<sub>三</sub>』)という太政官符が出され、饗応・祿の支給の対象者だけでなく、參議以上の衛府長官には饗祿を給

う機会も拡大された。

衛府の定考と手結が対象外とされた理由は、次の貞観十六年の檢非違使起請に見える。

檢非違使起請五条、(中略)其二、忘<sub>レ</sub>許<sub>三</sub>六衛府長官初任時一度饗宴<sub>一</sub>事、謹案<sub>三</sub>新格<sub>一</sub>、諸司諸院諸家所々人、燒尾荒鎮等、惣當<sub>三</sub>禁斷<sub>一</sub>、今以為、衛府長官、職掌異<sub>二</sub>於文官<sub>一</sub>、欲<sub>レ</sub>其選<sub>三</sub>鍊武衛<sub>一</sub>、与<sub>二</sub>士卒<sub>一</sub>共甘苦上、而初任之日、聊無<sub>三</sub>饗會<sub>一</sub>、何能<sub>レ</sub>閱<sub>三</sub>彼庸旅之面<sub>一</sub>、成<sub>レ</sub>其鳧藻之心上、是以<sub>三</sub>新任長官等<sub>一</sub>、皆准<sub>三</sub>旧例<sub>一</sub>、一度饗宴、事不<sub>レ</sub>獲<sub>レ</sub>已、似<sub>レ</sub>忘<sub>三</sub>格式<sub>一</sub>、夫有<sub>レ</sub>格不<sub>レ</sub>行、却似<sub>レ</sub>無法、無法之罪、理亦難<sub>レ</sub>容、望請<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>改<sub>三</sub>件事<sub>一</sub>、有<sub>レ</sub>便執行上、(後略)

この起請によれば、衛府長官は武術を鍛錬し士卒と甘苦をともにするという軍事組織本来の緊密に結ばれた上下関係を理由に、長官就任時の饗宴を許されている。昌泰三年官符において參議以上の衛府長官には騎射手番と定考に限らず焼尾荒鎮が認められたことは、九世紀末に衛府の長官に対して「選<sub>三</sub>鍊武衛<sub>一</sub>」し次官以下衛府の構成員との結束力を高める役割への期待が高まったことを示している。なぜ九世紀末に、何のためこの役割が求められたのか。「觸<sub>レ</sub>事若可<sub>レ</sub>勸<sub>三</sub>賞士卒<sub>一</sub>」き機会を具体的にとらえてみよう。

昌泰三年官符では參議以上であることが特例の条件となっているが、正月十八日の賭弓の次第の中にも「勝方大将奏<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>給<sub>三</sub>祿饗<sub>一</sub>由上、(兵衛督為<sub>三</sub>參議<sub>一</sub>或設<sub>レ</sub>)」(『西宮記』恒例第一、正月、賭弓)、「勝方大将・督(非參議督不<sub>レ</sub>行)」(『北山抄』卷第一、年中要抄上、正月、賭弓事)と同様の文言が見え、賭弓の還饗では勝方大将(督)による焼尾荒鎮が確認できる。還饗とは正月の賭弓や七月の相撲の後に近衛大将が射手や相撲人を自邸や府において饗応すること(『<sub>三</sub>』)であり、衛府の焼尾荒鎮儀礼の

一例としてとらえることができよう。延長七年(九二九)の正月賭弓の後は「右大将(藤原定方)・王公・次将」が里邸に向い還饗が行われており<sup>(2)</sup>、同じ醍醐朝中に勝負儀礼において衛府長官による焼尾荒鎮が恒例として行われるようになったと言うことができ、昌泰三年官符が認めた特例の結果とみる事ができる。騎射の場合は一〇世紀に入り五月五日節会が廃絶してしまったため、相撲や賭弓のように還饗は見られないが、荒手結・真手結両日に「饗索餅等料、任<sup>レ</sup>例令<sup>レ</sup>賜<sup>レ</sup>之」<sup>(3)</sup>や「真手結饗料、索餅<sup>(餅)</sup>・次<sup>(餅)</sup>料等、兼日令<sup>レ</sup>給<sup>レ</sup>府、将<sup>レ</sup>禄大<sup>レ</sup>掛・射<sup>レ</sup>手官人禄絹禄疋・物節已下禄布八十五端、遣<sup>二</sup>馬場<sup>一</sup>」<sup>(4)</sup>のように、近衛大将である藤原実資から饗料と禄が送られており、騎射手番の中で焼尾荒鎮が行われていた。『小右記』では焼尾荒鎮という表記は見られないが、手結の饗として「粥次」が頻繁に行われた。

九世紀末に衛府長官の焼尾荒鎮の機会が広げられた結果として、勝負儀礼における饗応と給禄が恒例化したという事は、これら勝負儀礼に対する衛府、特に近衛府が果たす役割が重要視されていたことを示している。九世紀末〜一〇世紀初頭は、律令国家から王朝国家への国家体制の転換にともない宮廷儀礼体系が転換した時期である。例えば相撲儀礼は、相撲司など太政官を軸とする行事司が運営する節会から、近衛府が運営する召合へと転換した<sup>(5)</sup>。一〇世紀以降の宮廷で盛行した賭弓や行幸競馬も、相撲と同じく近衛府の運営する儀礼となった。この宮廷儀礼改革によって、特に近衛府においてはこれらの新たな宮廷儀礼で儀礼演出機関としての役割を果たすことが求められるようになったのであり、そのために衛府長官による焼尾荒鎮の特例が広く認められたと考えられる。衛府の焼尾荒鎮は、儀礼体系の転換によって、近衛府が宮廷儀礼演出機関としての役割を拡大することとなったことに連動し、禁制の対象から特例としてゆるされ、さらには年中行事の中に組み込まれることによって、一〇世紀以降、恒常的なものへと変化したと考えられる。

## おわりに

以上の考察によって明らかになったことをまとめて稿をとりたい。

I 九世紀の騎射手結は、左右近衛府・左右兵衛府の四府が、五月五日節会の騎射のために節会に先立って各府の馬場で行った調習と駒牽の騎射を指す。駒牽での騎射は、節会五日儀の騎射のリハーサルとして、また六日儀の余興的騎射の射手選抜を行う真手結としての二つの側面があった。一〇世紀半ばに節会が廃絶し節会の準備段階の行事としての性格は喪失したが、九世紀末から行われるようになった行幸競馬儀の中の競馬・騎射のための予選会へと性格を変え、騎射の技能水準維持と射手の選抜の機能は引き継がれた。

II 九世紀の歩射手結は、射礼に先立って行われる歩射の調習を指す。手結は、射礼の射手となる親王〜五位が兵部省、六衛府は各府で調習するという二系統に分かれていた。近衛府・兵衛府は翌日の賭弓にも射手となり、四府の歩射手結では賭弓の射手選考の役割もあった。射礼は縮小しつつも一〇世紀以降の宮廷儀礼に継承されたことで、親王〜五位の射手の調習は兵部手結として、各府による六衛府の調習は衛府手結として、射礼のための射手の調習と射手の決定という九世紀の性格を継承した。一方で、近衛府(と兵衛府)の歩射手結には、近衛府が運営する一〇世紀型の勝負儀礼である賭弓の射手の歩射技能を維持し、射手を選抜する予選会としての役割が加わった。

III 一〇世紀型の勝負儀礼は、節会という律令国家の国家儀礼とは異なり、近衛府によって運営される王朝国家の宮廷儀礼である。近衛府・兵衛府の手結における技能水準維持と射手選抜の役割は、宮廷儀礼を演出するために必要であった。

IV 九世紀には禁制の対象であった焼尾荒鎮が、手結においては特例として認められていた。給禄・饗宴の対象や機会も徐々に増え、一〇世紀

に入ると勝負儀礼の後の還饗などの恒例行事にも拡大した。この背景には、九世紀末—一〇世紀初頭に律令国家の国家儀礼である節会から、王朝国家の宮廷儀礼である一〇世紀型の勝負儀礼への転換があった。九世紀には軍事組織本来の上下関係を緊密にするために特例としてゆるされたが、一〇世紀以降は勝負儀礼の円滑な運営と、儀礼で披露し場を盛り上げる武芸の技能の向上・維持を目的として、還饗や手結の饗禄、粥次などの焼尾荒鎮の機会が拡大したと考えられる。

註

- (1) 『平安時代史事典』「手結」の項目。大津透氏執筆。
- (2) 大日方克巳「五月五日節—律令国家と弓馬の儀礼—」(『古代国家と年中行事』吉川弘文館、一九九三年)。
- (3) 鳥谷智文「王朝国家期における近衛府府務運営の一考察」(『史学研究』一九九号、一九九三年)、佐々木恵介「『小右記』にみる撰開期近衛府の政務運営」(笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集下巻』吉川弘文館、一九九三年)、染井千佳「相撲の部領使について」(『人間文化創成科学論叢』一二、二〇〇九年)。
- (4) 鳥谷氏前掲註3。
- (5) 大日方氏前掲註2。五月五日節会に関する論考は他に、倉林正次「五月五日節」(『饗宴の研究(文学編)』桜楓社、一九六九年)、山中裕『平安朝の年中行事』(塙書房、一九七二年)がある。
- (6) 大日方氏、前掲註2。
- (7) 下向井龍彦「光仁・桓武朝の軍縮改革について—律令軍制の解体と律令国家の転換—」(『古代文化』四九—一一、一九九七年)。
- (8) 射礼の変遷については大日方克巳「射礼・賭弓・弓場始—歩射の年中行事—」(『古代国家と年中行事』吉川弘文館、一九九三年)に詳しい。

- (9) 『日本書紀』天武四年(六七五)正月壬戌(十七日)条・持統八年(六九四)正月辛丑(三日)・同壬寅(四日)条、『続日本紀』慶雲三年(七〇六)正月壬辰(十七日)条。
- (10) 『続日本紀』和銅八年(七一五)正月庚子(十七日)条、神龜五年(七二八)正月甲寅(十七日)条、天平十二年(七四〇)正月甲辰(十七日)条、天平宝字四年(七六〇)正月己卯(十七日)条、同年正月甲子(二十一日)条、『日本後紀』延暦十八年(七九九)正月癸亥(十八日)条、弘仁二年(八一一)正月壬子(十七日)条。
- (11) 下向井氏前掲註7。
- (12) 大日方氏前掲註8。
- (13) 鳥谷氏前掲註3。
- (14) 『小右記』寛弘二年(一〇〇五)年五月七日条、長和四年(一〇一五)年五月二日条。
- (15) 『三代実録』仁和二年(八八六)十二月二十五日条、『日本紀略』寛平七年(八九五)三月三日・五日条など。
- (16) 拙稿「相撲儀礼の転換—相撲「節会」から相撲「召合」へ—」(『九州史学』一五六号、二〇一〇年)。
- (17) 山下信一郎「大臣大饗管見」(『日本古代の国家と給与制』吉川弘文館、二〇一二年)、初出は二〇〇三年。
- (18) 『類聚三代格』卷十九、禁制事、昌泰三年(九〇〇)四月二十五日太政官符「心重禁断諸司諸家所々人等饗宴郡飲及諸祭使等饗事」。
- (19) 『国史大辞典』還饗の項目。中村義雄氏執筆。
- (20) 『西宮記』恒例第一、正月、賭弓勘物所引『吏部王記』延長七年(九二九)正月十八日条。
- (21) 『小右記』長和五年(一〇一六)五月四日条。
- (22) 『小右記』長和五年(一〇一六)五月六日条。
- (23) 拙稿前掲註16。